

田村市の文化財リターンズ

町教育部生涯学習課 ☎81・1215

『前田遺跡 第3次発掘調査』

市政日より2022年7月号・文化財連載にて、船引町北鹿又地内にある「前田遺跡」を紹介しましたが、今年5月、第3次調査を行いました。

前田遺跡は、昭和42（1967）年の発掘調査によって、環状列石と思われる遺構の一部が発見され、翌年福島県指定史跡となりました。当時発見された環状列石は、日本列島の中で最も南から検出されたものとして脚光を浴びました。

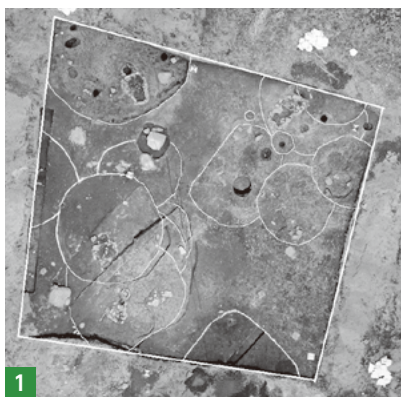
その後、環状列石がどの程度の規模のものか、前田遺跡の環状列石がどのような性格をもって作られたものか、また前田遺跡はどのくらいの広がりがあるのかなど様々な疑問点があったことから、平成12（2000）年から16

（2004）年まで5年間をかけて第2次調査を行いました。その結果、地形的な制約から残念ながら環状列石は半周しか巡っていないことと、これまで縄文時代後期のお墓と目されていた（環状）列石の下部から出土した骨を鑑定した結果、イノシシやニホンジカであり、当時の縄文人が食料としていた動物を神から与えられたものとして、感謝を込めて、その骨を祀り、祈った場所としての列石であることがわかりました。さらに、列石のまわりには相当数の竪穴住居跡があったことから前田遺跡は当時、この地方の中心をなすような遺跡であったことも判明しました。

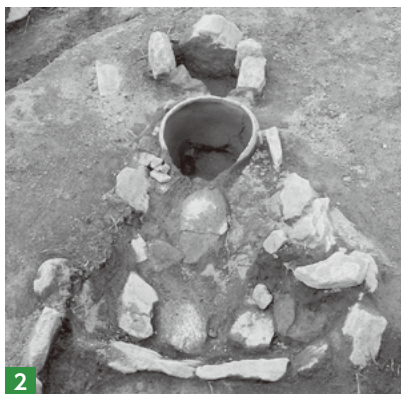
福島県指定史跡となっている環状列石エリアの外側の住居跡群からも、ま

つりごとにしか使われない変わった土器や生活に使用された土器が大量に見つかっていることから、より詳しく調査するため、今年5月から第3次調査を行いました。

その結果、13㎡四方の発掘エリアから縄文時代中期半ばから末（今から4000～4500年ほど前）の竪穴住居跡が重なり合って13軒も発見され、しかもその中には壊された後に新たに建てられたことがはっきりとわかる住居の存在もあり、当時の生活様式の一端をつかむことができました。また出土した土器もおおよそ26,000点あり、今回の発掘成果から比較的大きな面積の部分で市指定史跡にすべく、今後整理を進めていく予定です。



1



2



3

- 1 今回の調査エリア
（白く囲んだ部分が住居跡）
- 2 縄文時代中期末の炉の跡
- 3 表土を重機ではぎ取り、人力で掘り進めます。

これまでの記事は市ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください！



広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課（☎0247-81-2117）へ

定額減税補足給付金（不足額給付）のお知らせ

『令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）』とは『令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）』の支給額に不足が生じる場合、その不足額を支給するものです。

●支給要件・対象

I 定額減税補足給付金（当初調整給付）の算定において5年中の所得を用いた推計額で算定したことなどにより、6年分の所得税および定額減税の実績額などが確定した後に、本来の給付すべき額が当初調整給付額を上回ることになった方
《給付対象となりうる例》

- ・5年と6年で所得が大きく変動した方
- ・6年中に扶養親族が増えた方

II 定額減税の対象外で、低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主および世帯員に該当しなかった方
《給付対象となりうる例》

- ・青色事業専従者、事業専従者（白色）
- ・合計所得金額48万超の方

●通知発送予定日

要件に該当する方には、9月以降順次お送りします。6年1月1日以前から市内にお住まいの方：9月中旬から下旬にかけて順次発送予定です。6年1月2日から7年1月1日までの間に市内に転入された方：9月下旬から10月上旬頃にかけて順次発送予定です。

●支給額・申請方法

支給額・申請方法等の詳細が決まり次第、市政日よりや市ホームページでお知らせします。

●その他

本給付金の対象かどうか等のお問合せについては、通知発送予定日を過ぎてからお願いします。また、電話やメールではご本人確認ができないため、対象かどうか等のお問合せにお答えすることができませんのでご了承ください。

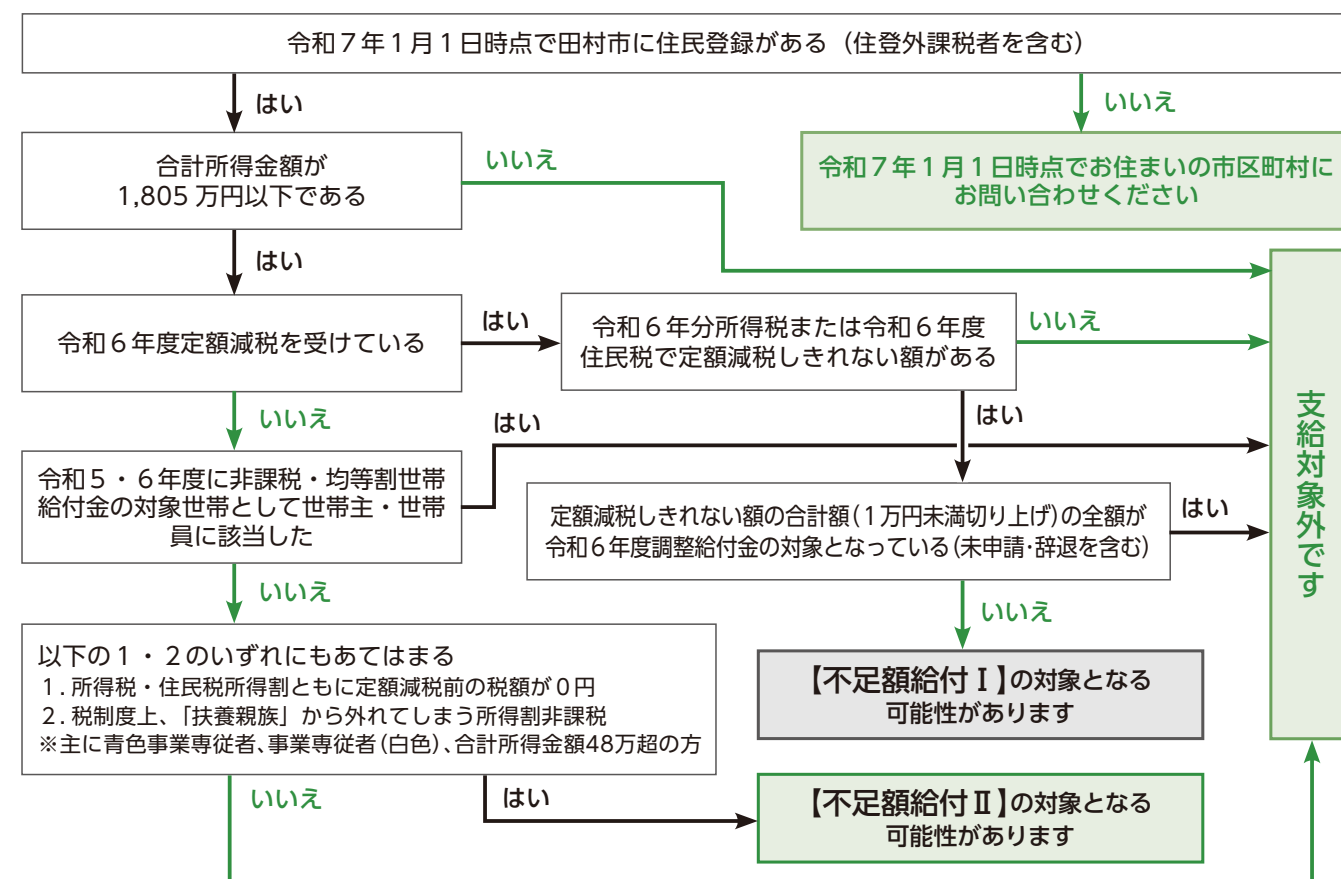
☎市民部 税務課 ☎81-2119

（定額減税や税全般に関すること）

☎保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

（申請書の書き方や支給手続きに関すること）

定額減税補足給付金（不足額給付）対象確認フローチャート



※フローチャートは参考です。給付金の支給可否を保証するものではありません。